

民法（明治29年法律第89号）
第一条関係・新
旧対象条文から

第3節 親の責務等

新設（親の責務等）

第817条の12

父母は、子の心身の健全な発達を図るため、その子の人格を尊重するとともに、その子の年齢及び発達の程度に配慮してその子を養育しなければならない。かつ、その子が自己と同程度の生活を維持することができるよう扶養しなければならない。

（親権）

新 第818条

親権は、成年に達しない子について、その子の利益のために行使しなければならない。

旧 第818条

成年に達しない子は、父母の親権に服する。

（離婚又は認知の場合の親権者）

新 第819条

父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その双方又は一方を親権者と定める。

旧 第819条

・（略）その協議で、その一方を親権者と定めなければならない。

新 2 裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の

双方又は一方を親権者と定める。

旧 2 ・（略）裁判所

は、父母の一方を親権者と定める。

新 3 子の出生前に父母

が離婚した場合には、親権は、母が行う。ただし、子の出生後に、父母協議で、

父母の双方又は父を親権者と定めることができる。

旧 3 ・（略）子の出

生後に、父母の協議で、父を親権者と定めることができる。

新 4 父が認知した子に

対する親権は、母が行う。

ただし、父母の協議で、父

母の双方又は父を親権者と定めることができる。

旧 4 ・（略）父母の

協議で父を親権者と定めたときに限り、父が行う。

（5 略）

新 6 子の利益のため必

要があると認めるときは、

家庭裁判所は、子又はその

親族の請求によって、親権者を変更することができる。

旧 6 ・（略）家庭裁

判所は、子の親族の請求によって、親権者を他の一方に変更することができる。

新設

7 裁判所は、第2

項又は前2項の裁判におい

て、父母の双方を親権者と

定めるかその一方を親権者

と定めるかを判断するに当

たつては、子の利益のため、

父母と子の関係、父と母と

の関係その他一切の事情を考慮しなければならない。

この場合において、次の各

号のいずれかに該当すると

きその他の父母の双方を親

権者と定めることにより子

の利益を害すると認められ

るときは、父母の一方を親

権者と定めなければならない。

一 父又は母が子の心身に

害悪を及ぼすおそれがある

と認められるとき。

二 父母の一方が他の一方

から身体に対する暴力その

他の心身に有害な影響を及

ぼす言動（次項において「

暴力等」という。）を受け

るおそれの有無、第1項、

第3項又は第4項の協議が

調わない理由その他の事情

を考慮して、父母が共同し

て親権を行うことが困難で

あると認められるとき。

新設

8 第6項の場合

において、家庭裁判所は、

父母の協議により定められ

た親権者を変更することが

子の利益のため必要である

かを判断するに当たつ

ては、当該協議の経過、そ

の後の事情の変更その他の

事情を考慮するものとする。

この場合において、当該協

議の経過を考慮するに当た

つては、父母の一方から他

方の一方への暴力等の有無、

家事事件手続法による調停

の有無又は裁判外紛争解決

手続（裁判外紛争解決手続

の利用の促進に関する法律

）の利用の有無、協議の結

果についての公正証書の作

成の有無その他の事情をも

勘案するものとする。

（親権の行使方法等）

新設 第824条の2

親権は父母が共同して行う。

ただし、次に掲げるときは、

その一方が行う。

一 その一方のみが親権者であるとき。

二 他の一方が親権を行うことができないとき。

三 子の急迫の事情があるとき。

2 父母は、その双方が親権者であるときであっても、

前項本文の規定にかかわらず、監護及び教育に関する

日常の行為に係る親権の行使を単独することができ

る。

3 特定の事項に係る親権

の行使について、父母間に

協議が調わない場合であつ

て、子の利益のため必要が

あると認めるときは、家庭

裁判所は、父又は母の請求

により、当該事項に係る親

権の行使を父母の一方が単

独ですることができる旨を

定めることができる。

出典…法務省民事局の

「民法等の一部を改正する

法律」（2024年5月24

日公布）の新旧対象条文」

から抜粋

・傍線…改定の部分

・新設…新たに明文化

さらに国会議論から見えて

きたもの

黒字強調…評価

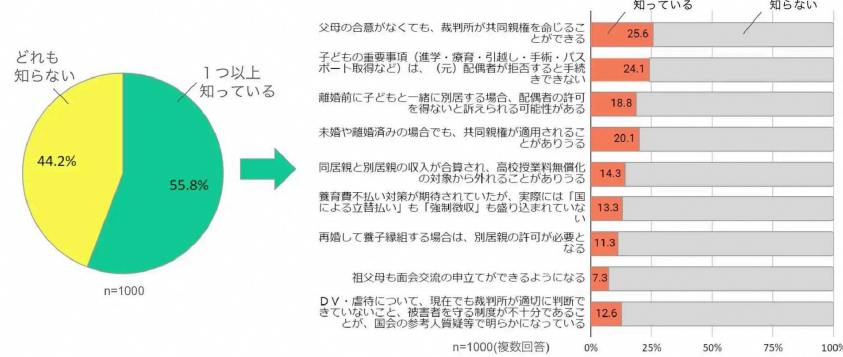
赤字強調…反対

赤字…文言不明確

2024年6月14日
深田ゆり子 作成

「共同親権法案と離婚後アビュースに関する全国調査」から ※アビュース=嫌がらせ・虐待行為

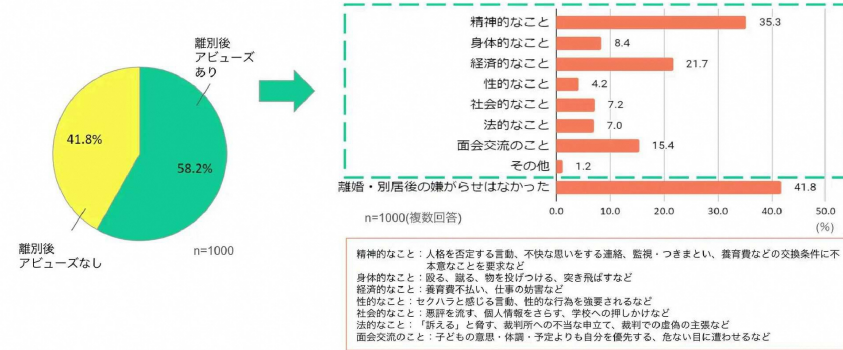
Q. 現在、国会で「共同親権法案」が審議されています。法案の内容や問題点として、あなたが存じのものを全て選んでください。（複数回答）



●別居・離婚経験者の58%が離別後アビュースに遭っている

具体的には、上位から、精神的なものの35.3%、経済的なものの21.7%、面会交流のことで15.4%であった。

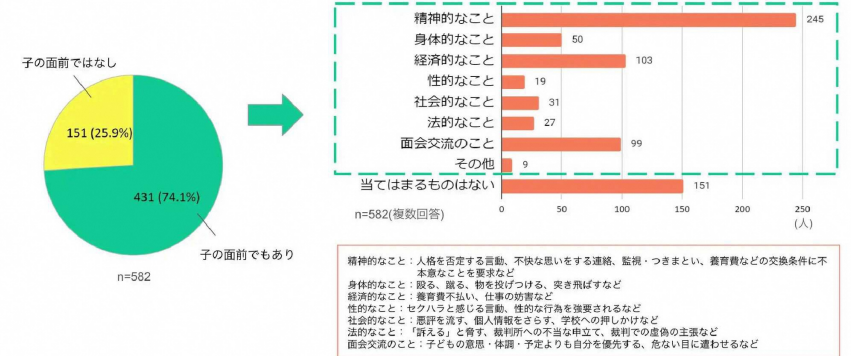
Q. 離婚・別居をした後に、（元）配偶者からの「嫌がらせ」（あなたが苦痛と感じたこと）などはありましたか？



●子の面前でアビュースを受けた人は7割超

離別後アビュースに遭った582人のうち、子の面前でも経験したと回答した方は431人（73.9%）と高い水準であった。

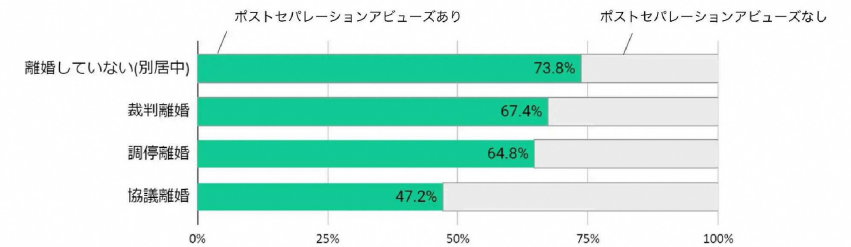
Q. 【（元）配偶者に「嫌がらせ」を受けたと回答した方を対象に質問】「嫌がらせ」（あなたが苦痛と感じたこと）などのうち、お子さんの前でされたものはありますか？（複数回答）



●協議離婚でも半数が離別後アビュースに遭っている

離別後アビュースに遭った579人のうち、別居中（離婚していない）が73.8%と最も高く、続いて「裁判離婚」が67.4%、「調停離婚」が64.8%であった。「協議離婚」でも47.2%と半数近くに達し、協議離婚＝円満離婚でなく、嫌がらせが起きていることに留意が必要である。

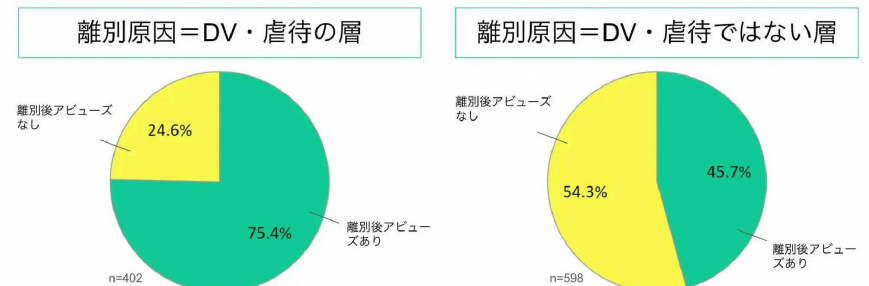
離別後アビュース経験者 x 離婚手続きタイプのクロス分析



●別居・離婚時のDV虐待の有無に関わらず、離別後アビュースが横行している実態が浮き彫りに

DV虐待があった層は75%、DV虐待がない層でも45%が離別後アビュースを経験している。

離別後アビュース経験者 x 離別原因のクロス分析



●別居・離婚原因がDV・虐待の層は、そうでない層の約5倍、性被害に遭っている

出典：ちょっと待って共同親権プロジェクト ・ 調査機関：2024/05/08～2024/05/10

・ 調査対象：30歳～49歳の現在未成年の子を持つ男女 ・ 有効回答数：1,000 サンプル